

介護保険事業者及び三木市における事故発生時の報告取扱い要領

1 事故報告の対象となる事業者及び介護保険サービス

介護保険指定事業者(以下「事業者」という。)が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告の範囲

事業者は、次の(1)～(4)の場合、三木市(以下「市」という。)へ報告を行う。

(1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

(注1) 「サービスの提供による」とは送迎、通院等の間の事故も含む。

また、在宅介護の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれる。

(注2) ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものについては、市に対しても報告すること。

(注3) 事業者側の過失の有無は問わない(利用者の自己過失によるケガであっても、(注2)に該当する場合は報告する)。

(注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき(トラブルになるおそれがあるとき)は、市へ報告する。

(注5) 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、市へ連絡若しくは報告書を再提出すること。

(2) 食中毒及び感染症等の発生

(注) 感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として1、2、3類とする。

ただし、それら以外の感染症(※)や、疥癬の発生など利用者等に蔓延するおそれのある場合も、市へ報告する。

※例 鳥インフルエンザ、レジオネラ症(4類)、感染性胃腸炎(ノロウイルス)(5類)

なお、食中毒及び感染症等の発生について、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うほか、保健所等と連携・協力して対応すること。

(3) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生

(注) 利用者の処遇に影響があるもの(例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など)について報告する。

(4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の手順

(1) 事故後、事業者は、少なくとも別紙様式内1から6の項目までについて可能な限り記載し、速やかに、遅くとも5日以内に市へメールで報告することとする(第一報)。

(注1) メール送信後、市へ到着したかどうかを確認する。

(注2) 「速やかに」の期限については、最大限の努力をして可能な範囲とする。例えば、午

後に事故が起こり、処置等のために数時間を要し、深夜になった場合には、翌朝早くに報告を行ったり、金曜日夜刻に事故が発生した場合には、土日の間にメールを入れておき、月曜日朝早くに電話確認を行うなど、社会通念に照らして最大限の努力をすることが必要。

(1)(2)(3)の順に、同じ書式を使って、徐々に必要な箇所が埋まっていく形でもよい。

- (2) 事故処理の経過についても、メールで適宜報告する。
- (3) 事故処理の区切りがついたところで、定められた書式(4の「事故報告書」)を用いて、文書で報告する。
- (4) 各事業者は、保険者、利用者(家族を含む。以下同じ。)及び事業者の事故の事実関係を共通に把握することができるよう、利用者に対し、事故報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じて交付する。

4 利用者等への説明

事業者は事故発生後、利用者やその家族に次の内容を説明しなければならない。

- (1) この要領に基づき、「事故報告書」を作成し、三木市に提出すること。
- (2) 提出後の事故報告書が個人情報以外を事故例として兵庫県に報告される場合があること。
- (3) 情報公開請求が出された際に、個人情報以外の内容(例:事業者名簿)が公開される場合があること。

5 報告の書式

別添「事故報告書」を標準とする。(県下統一様式)

6 報告先

事業者は、2で定める事故が発生した場合、3の手順により、次の両者に報告する。

- (1) 被保険者の属する保険者
- (2) 事業所・施設が所在する保険者

7 報告を受けた市の対応

報告を受けた市においては、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を行う。

この場合、当該被保険者の属する市町(上記5の(1))が主たる対応を行うものとするが、事業者への事実確認等において必要がある場合は、事業所の所在地たる市町(上記5の(2))と連携を図る。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成20年1月1日から施行する。

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

この要領は、令和3年7月1日から施行する。